

第5期甲佐町障がい福祉計画・
第1期甲佐町障がい児福祉計画

平成30（2018）年3月

甲 佐 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の期間	1
3. 計画の策定体制と過程	1
(1) 策定委員会の設置	1
4. 計画の方向性	2
(1) 地域共生社会の実現	2
(2) 障がい者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援	2
(3) 地域生活への移行・継続支援、就労支援等	2
(4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	2
5. 計画の基本理念	3
(1) お互いに人格と個性を尊重した共生社会の実現	3
(2) 自らの意思で生き方を選択・決定できる地域社会の実現	3
(3) とぎれのないサービスを受けられる支援体制の実現	3
第2章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	4
1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標	4
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3) 地域生活支援拠点等の整備	6
(4) 福祉施設から一般就労への移行	6

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】	8
2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	10
(1) 訪問系サービス	10
(2) 日中活動系サービス	12
(3) 居住系サービス	15
(4) 相談支援	15
(5) 障がい児通所支援・障がい児相談支援・障がい児入所支援	17
(6) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置【新規】	19
3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	20
第3章 計画の推進体制	28
1. 計画の推進のために	28
(1) 計画の見直し	28
(2) 計画の進捗管理	28

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨

近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成 27（2015）年 3 月に策定した「第 4 期甲佐町障がい福祉計画」を見直し、計画に基づく取組の現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、「第 5 期甲佐町障がい福祉計画・第 1 期甲佐町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」です。

これは、障がい者計画の中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3 年を 1 期として策定する計画です。上位計画である「第 6 次甲佐町総合計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

（2）計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は 3 年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間としています。

3. 計画の策定体制と過程

（1）策定委員会の設置

計画案を検討するため、「策定委員会」を設置し、協議を行いました。策定委員会は、保健・医療・福祉の関係者のほか、障がい者団体や当事者の代表者を委員とし、幅広い意見の集約を行いました。

4. 計画の方向性

障害者基本法における基本的理念、並びに本計画の基本理念を踏まえ、以下の基本的な方向性を掲げ、その推進を図ります。

(1) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、取組を推進します。

(2) 障がい者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいや障がいの程度に関わらず、障がい者等が住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(3) 地域生活への移行・継続支援、就労支援等

入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

保健、医療、教育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

5. 計画の基本理念

(1) お互いに人格と個性を尊重した共生社会の実現

すべての町民が、障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現を目指します。

(2) 自らの意思で生き方を選択・決定できる地域社会の実現

一人ひとりが、住み慣れた「ふるさと甲佐」で、能力を最大限に生かして、自らの意思で生き方を選択・決定しながら、社会に積極的にかかわることができる「地域社会」を目指します。

(3) とぎれのないサービスを受けられる支援体制の実現

障がいのある方が、必要な時に、ライフステージに応じたとぎれのない福祉サービスを受けることができる支援体制の実現・確保を図ります。

第2章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者基本法改正法では、「全て障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と規定されています。

暮らしの場においても、障がい者の自己決定権を擁護していく必要があることから、国の指針では、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成 28（2016）年度末時点における施設入所者の 9%以上を平成 32（2020）年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32（2020）年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28（2016）年度末時点から 2%以上削減することとされています。

「施設から地域へ」という流れの中で、家族へ負担を強いることにならないように、障がい者が、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現できるように、各種サービスの充実も同時に進めていく必要があります。

①平成 28（2016）年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成 32（2020）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本。【国指針】

②平成 28（2016）年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成 32（2020）年度末の施設入所者数を平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本。【国指針】

平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数

32 (A)

【目標】目標年度入所者数

31 (B)

【目標】削減見込 (A - B) (②)

(A) - (B)	割合 (%)
1	3.1

(2%以上)

【目標】 地域生活移行者数 (①)

	割合 (%)
3	9.4

(9%以上)

※ 平成 28 (2016) 年度末時点の施設入所者数 (A) から (①) に挙げる方が地域移行されますが、別途、新たに入所する方がいるため、結果として目標年度には、(B) に挙げる入所者数になります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人を社会の構成員として包み支え合うインクルーシブな社会を構築していく必要があります。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

国の指針では、平成 32 (2020) 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとされています。本町では精神科を持つ医療機関がないながらも、精神障がいについての診療が可能な圏域内の医療機関とも個別のケースごとに連携を取っており、その他の協議の場としても、地域包括支援センター主催による地域ケア会議により、事例に対する対応の検討・課題の共有・関係機関の連携等を目的とした協議体が存在しており、精神障がいに対応した協議が可能であるため、第 5 期計画期間中に本町における保健、医療、福祉関係者による協議の場の新たな設置はしないこととします。

① 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置【新規】

平成 32 (2020) 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本(市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない)。【国指針】

【目標】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

有

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域には、障がい児・者を支える様々な資源が存在します。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要となります。

国指針では、地域生活支援拠点等について、平成 32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することとされています。本町では、圏域内に 1 か所整備することとします。

地域生活支援拠点等について、平成 32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本。【国指針】

【目標】 地域生活支援拠点等の整備数

1

か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、関係機関とも連携し、障がい者が一般就労できるよう取り組んでいくことが大切です。

本計画では、国の指針に基づき、平成 32（2020）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28（2016）年度実績の 1.5 倍以上にすることを目標とします。また、平成 32（2020）年度中に就労移行支援事業等の利用者数が平成 28（2016）年度末実績から 2 割以上増加することを目指すとともに、平成 30（2018）年度から新設される就労定着支援については、国の指針に基づき、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目標とします。

①就労移行支援事業所等を通じて、平成 32(2020)年度中に一般就労する者の数

平成 28 (2016) 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
【国指針】

②就労支援事業の利用者数等

ア 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 (2020) 年度末における利用者数が平成 28 (2016) 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。【国指針】

イ 就労定着支援による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率【新規】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本。【国指針】

項目	数 値	備 考
年間一般就労移行者数 (平成 28 (2016) 年度)	1	(A)
【目標】年間一般就労移行者数 (平成 32 (2020) 年度)	2	A の 1.5 倍以上
平成 28 (2016) 年度末までの就労移行支援事業利用者数 (累計)	5	(B)
【目標】就労移行支援事業利用者数	6	B の 1.2 倍以上 (平成 32 (2020) 年度末)
【目標】就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	100%	80%以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、上益城圏域に同センターを1か所設置しています。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進のため、保育所等訪問支援を利用できる体制を上益城圏域で2か所整備しています。

さらに、重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制確保を目指すため、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保することを目標とするとともに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を検討します。また、保育所等における支援の提供体制の整備を図ります。

① 重層的な地域支援体制の構築

平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。また、平成 32（2020）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。【国指針】

②重症心身障がい児等への支援体制確保

ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。【国指針】

イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。【国指針】

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新規】

平成 30 (2018) 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない）。【国指針】

項目	数 値	備 考
【目標】児童発達支援センターの整備数	1 か所	上益城圏域
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2 か所	上益城圏域
【目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1 か所	上益城圏域 1 か所以上
【目標】保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1 か所	上益城圏域

④ 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

(現状)

種別	施設数	実障がい児 受入施設数	実障がい児数
保育所	5	2 か所	6 人
認定こども園	0	0 か所	0 人
放課後児童健全育成事業	3	3 か所	6 人

(定量的な目標)

種別	必要見込量	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
保育所	10 人	10 人	10 人	10 人
認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後児童健全育成事業	10 人	10 人	10 人	10 人

2. 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

図表 1 実施の見込み（利用量：時間、利用者数：人）

居宅介護

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
98	9	81	8	100	11
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
127	12	145	14	159	15

重度訪問介護

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
18	1	26	1	21	1
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
0	0	85	1	85	1

同行援護

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
0	0	0	0	0	0
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
0	0	5	1	5	1

行動援護

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
0	0	0	0	0	0
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
0	0	5	1	5	1

重度障害者等包括支援

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
0	0	0	0	0	0
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇用型）とB型（非雇用型）の類型があります。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

図表 2 実施の見込み（利用量：人日分、利用者数：人）

生活介護

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
1089	56	1056	54	1066	52
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
1,134	54	1,155	55	1,197	57

自立訓練(機能訓練)

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
12	1	11	1	21	1
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
22	1	44	2	44	2

自立訓練(生活訓練)

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
21	1	13	2	22	1
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
22	1	44	2	44	2

就労移行支援

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
45	4	52	5	81	7
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
110	5	132	6	132	6

就労継続支援(A型)

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
201	22	321	22	343	18
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
550	25	660	30	770	35

図表 3 実施の見込み（利用量：人日分、利用者数：人）

就労継続支援(B型)

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
346	24	416	27	450	28
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
770	35	880	40	990	45

就労定着支援 (利用者数)

平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
1	1	1

療養介護 (利用者数)

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
3	3	4
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
4	4	4

短期入所(福祉型)

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
14	8	5	4	5	4
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
32	8	40	10	40	10

短期入所(医療型)

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
7	2	10	2	13	2
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
14	2	21	3	28	4

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

図表 4 実施の見込み（人）

自立生活援助 (利用者数)		
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
0	1	1

共同生活援助 (利用者数)		
平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
21	24	23
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
30	33	35

施設入所支援 (利用者数)		
平成 27(2015)年	平成 27(2015)年	平成 27(2015)年
34	32	31
平成 30(2018)年	平成 30(2018)年	平成 30(2018)年
31	31	31

(4) 相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
地域定着支援	居宅で単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

図表 5 実施の見込み（人）

計画相談支援			(利用者数)
平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	
19	21	21	
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年	
20	25	30	

地域移行支援			(利用者数)
平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	
0	0	0	
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年	
0	1	1	

地域定着支援			(利用者数)
平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	
0	0	0	
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年	
0	1	1	

(5) 障がい児通所支援・障がい児相談支援・障がい児入所支援

障がい児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

(障がい児通所支援)

具体的なサービス	サービスの内容
児童発達支援	身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	障がい児施設の専門機能を活かして、その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し、その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

(障がい児相談支援)

具体的なサービス	サービスの内容
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

図表 6 実施の見込み（利用量：日/月、利用者数：人）

児童発達支援

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
62	16	75	11	69	20
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
170	17	220	22	260	26

医療型児童発達支援

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
2	1	3	1	5	1
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
5	1	5	1	10	2

放課後等デイサービス

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
12	3	85	11	217	24
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
690	30	920	40	1,150	50

保育所等訪問支援

平成 27(2015)年		平成 28(2016)年		平成 29(2017)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
1	1	0	0	0	0
平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
1	1	1	1	1	1

居宅訪問型児童発達支援

平成 30(2018)年		平成 31(2019)年		平成 32(2020)年	
利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
10	1	20	1	40	2

図表 7 実施の見込み（人）

障害児相談支援		(利用者数)	
平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	
4	2	2	
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年	
5	6	7	

(6) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置【新規】

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にあります。障がい児通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障がい児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

図表 8 実施の見込み（人）

医療的ケア児支援コーディネーター		(利用者数)	
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年	
0	0	1	

3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって実施する事業で、地域の実情や利用者の状況等に応じた効率的・効果的なサービス提供を行います。また、個別の事業に応じて、複数の市町村が連携し広域的に実施したり、団体等に事業を委託して実施したりすることもできます。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、この計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁を無くすために、障がいのある人等への理解を深めるための啓発事業等を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指すものです。

図表 9 実施の見込み（実施の有無）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
有	有	有
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
有	有	有

②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

図表 10 実施の見込み（実施の有無）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
有	有	有
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
有	有	有

③相談支援事業

1) 障害者相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行います。主な内容は、「福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）」、「社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）」、「社会生活力を高めるための支援」、「専門機関の紹介」などです。

図表 11 実施の見込み（か所）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
2	2	2
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
2	2	2

2) 上益城圏域自立支援協議会

上益城圏域自立支援協議会は、障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的協議の場です。「障害者総合支援法」に則って、上益城圏域自立支援協議会は、関係機関の連携の中核として、地域において障がいのある人の支援に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携を図るとともに、地域の事情に応じた支援体制整備の協議を行う場として機能しています。

図表 12 実施の見込み（か所）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
1	1	1
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
1	1	1

3) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していて、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行うことで、障がいのある人等の地域生活を支援します。

図表 13 実施の見込み（実施の有無）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
無	無	無
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
無	無	有

④成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、現在、町の担当窓口において高齢者や障がいのある人などに、成年後見制度利用相談を実施しています。第5期計画においても、相談支援事業者での対応も含め、成年後見制度の利用促進を図ります。

図表 14 実施の見込み（人／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
0	0	0
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援する事業です。

図表 15 実施の見込み（実施の有無）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
無	無	無
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
無	無	有

⑥意志疎通支援事業

意志疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能などの障がいのため、意思伝達に支援が必要な人のためにコミュニケーションの手助けを行う事業です。本町では、聴覚、言語・音声機能などの障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳、要約筆記者を派遣しています。

図表 16 実施の見込み（件／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
17	13	15
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
15	15	15

⑦日常生活用具給付等事業

1) 介護・訓練支援用具

「介護・訓練支援用具」は、特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

図表 17 実施の見込み（件／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
1	2	2
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
2	2	2

2) 自立生活支援用具

「自立生活支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

図表 18 実施の見込み（件／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
3	3	4
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
4	4	4

3) 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

図表 19 実施の見込み（件／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
1	2	2
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
2	2	2

4) 情報・意思疎通支援用具

「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

図表 20 実施の見込み（件／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
12	7	15
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
15	15	15

5) 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

図表 21 実施の見込み（件／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
353	332	405
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
407	413	420

6) 居宅生活動作補助用具

「居宅生活動作補助用具」は、障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

図表 22 実施の見込み (件/年)

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
0	0	1
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

障がい者との交流に必要とされる支援者を養成するため、奉仕員養成研修を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

図表 23 実施の見込み (人/年)

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
0	0	0
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
0	0	1

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。

図表 24 実施の見込み (上段：人/年、下段：延べ時間)

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
1	1	2
10	30	135
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
2	2	2
162	162	162

⑩地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター」では、日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動の支援を行うものです。

図表 25 実施の見込み（上段：か所、下段：人／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
5	5	5
3	2	4
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
5	5	5
5	5	5

⑪日中一時支援事業

「日中一時支援事業」は、障がいのある人等の日中における活動の場の確保と、障がいのある人等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業です。

図表 26 実施の見込み（人／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
9	11	12
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
13	14	15

⑫自動車改造費助成事業

「自動車改造費助成事業」は、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

図表 27 実施の見込み（件／年）

平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
1	1	0
平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
1	1	1

⑬巡回支援専門員整備事業

「巡回支援専門員整備事業」は、専門員が保育所等の施設を巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業です。

図表 28 実施の見込み（件／年）

平成 30(2018)年	平成 31(2019)年	平成 32(2020)年
23	28	33

第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

(1) 計画の見直し

わが国は、平成 26（2014）年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていく予定です。このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

(2) 計画の進捗管理

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を成果目標と位置づけ、各サービスの見込量を活動指標としています。これらの指標に基づいて事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5期甲佐町障がい福祉計画・第1期甲佐町障がい児福祉計画

平成30（2018）年3月

編集・発行 甲 佐 町
〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4
電話番号：096-234-1111（代表）